

前項ノ規定ニ依ル出願ハ文書ヲ以テシ處分ヲ爲シタル地方長官ヲ經由シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

厚生大臣ハ審査ノ上必要ト認ムルトキハ地方長官ヲシテ扶助ヲ爲サシメ又ハ扶助ノ廢止若ハ停止ノ處分ヲ取消サシムルコトヲ得

第三十條 工場事業場ノ事業主ハ被徵用者ニシテ當該工場事業場ニ使用セラレ若ハ使用セラレタルモノ又ハ其ノ家族若ハ遺族ニ對シ爲サレタル扶助ニ要シタル費用ヲ國庫ニ納入スベシ

被徵用者徵用ヲ解除セラレ又ハ死亡シタル場合ニ於テ事業主ガ本人又ハ遺族ニ對シ他ノ法令ノ規定ニ依ル扶助又ハ之ニ準ズベキ程度ノ出捐ヲ爲シタルトキハ厚生大臣ハ前項ノ費用ノ納入ヲ免除スルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

家族手当の支給に關する閣議の決定

俸給生活者の生活安定と人口政策とを目的として現行の官公吏に對する家族手当制度を擴充すると共に民間被傭者についても之と歩調を一にする如く賃金統制令その他を改正する件は昭和十七年一月十三日閣議に於て正式決定を見るに到つた。その要綱は左に掲ぐるが如くである。

因に官公吏に對する現行家族手当の支給範圍は判任官以下、支給基準は被扶養家族一人に付月額二圓、但し最高額十圓であつた。

家族手当の支給に關する件

俸給生活者の生活安定及人口政策に資する爲家族手当

支給に關し左の措置を講ず

一 官吏以下

官吏以下に對しては昭和十七年四月より家族手当支給の制度を左の如く改む

(一) 支給の範圍 官吏(高等官及判任官の全部)、

待遇官吏、嘱託員(常時勤務のもの)、雇員、傭人

及職工、但し勅任官同待遇者を除く

(二) 支給の基準 主として本人の收入に依り生活

する配偶者、滿六十歳以上の直系尊屬、滿十八歳未滿の直系卑屬及不具廢疾者一人に付月額三圓とす(最高額の限度を設けず)

二 國民學校及青年學校職員

官吏と同様に家族手当を支給するものとし其の半額を國庫に於て補助す

三公吏

各地方公共團體に於て各地の實情に應じ右に準じ家族手当を支給する如く措置す

四 家族手当の支給に伴ひ、地方公共團體の財政上必要ある場合は財源の賦與に付き政府に於て之を考慮す

五 其他

會社經理統制令、賃銀統制令等に基く家族手当に關する規定を前記官吏に對する家族手当の支給と歩調を一にする如く改正す

第七十九回帝國議會提案の人口問題

關係改正法律案要綱の決定

第七十九回帝國議會に提案せらるる人口問題關係の改正法律案につき閣議決定を見たる要綱を掲ぐれば以

下の如くである。

國民體力法中改正法律案要綱

一 被管理者の範圍は現行法に依れば未成年者に限るとあるを改め男子に在りては二十五歳迄擴張すること

二 體力手帳は現行法に依れば體力検査を行ひたる場合に交付又は記載するとあるを改め命令を以て定むる其の他の體力に關する検査を受けたる場合にも交付又は記載するものとする

三 醫師命令を以て定むる疾病に罹れる被管理者を診斷したるときは其の結果を其の者の體力手帳に記載すべきものとする

四 國民體力管理醫は國家目的達成の爲國民體力の向上に關し指導を爲すの責務を分擔し以て國民體力の向上に關する國策の遂行に協力すべき旨を明定すること

五 地方長官は現行法に依れば體力検査の結果に基き被管理者に付本人若は其の保護者又は使用主に對して體力向上に關する指示を爲し得るものとするを改め、體力検査のみならず、命令を以て定むる其の他の體力に關する検査の結果等に基きても亦之を爲し得るものとする

六 地方長官は現行法に依れば體力検査の結果に基き特殊疾病に罹患せる被管理者に付本人又は其の保護者に對して療養の處置命令並に貧困者に對して療養の指導を爲し得るものとするを改め、前項と同様其の命令又は指導を爲し得る場合を擴張すること

七 地方長官は國民の體力向上を圖る爲特に必要あり

- と認むるときは被管理者以外の者に對しても命令の定むる所に依り體力検査を實施し得るものとする
- 八 主務大臣又は地方長官は體力管理の結果に基き體力の向上を圖る爲特に必要ありと認むるときは公共團體、法人又は團體の長に對し體力向上に關する指示を爲し又は措置を命ずることを得るものとする
- 九 地方長官は本法に基き爲すべき事務の一部を保健所の長をして行はしめ得るものとする

### 國民健康保險法中改正法律案要綱

- 一 普通國民健康保險組合（其の他區内の世帯主を組合員とするもの）に付ては、地方長官必要ありと認むるときは其の設立を強制し得るものとする
- 二 國民健康保險組合の強制加入の制度を擴充強化すること
  - 1 強制設立の普通國民健康保險組合に付ては、組合員たる資格を有する者は總て組合員と爲るべきものとする
  - 2 任意設立の普通國民健康保險組合に付ては現行法に於ては組合員たる資格を有する者の三分の二以上加入せる場合に於ては強制加入を命じ得ることとせるを改め、地方長官必要ありと認むるときは三分の二以上の組合員たる資格を有する者の加入せざる場合と雖も強制加入を命じ得るものとする
  - 3 特別國民健康保險組合（同一の事業又は同種の業務に従事する者を組合員とするもの）に付ては、新に普通國民健康保險合同様強制加入を命じ得るものとする

- 4 代行人に在りても普通國民健康保險組合の組合員に相當する資格を有する者は國民健康保險關係に付ては總て社員と看做し本制度を利用せしむること
- 三 現行法に於ては助産の給付又は葬祭の給付は之を爲さざることを得ることとせるを改め、葬祭の給付のみを任意とし助産の給付は必ず之を爲すものとする
- 四 保險醫及保險藥劑師の制度を左の如く改善すること
  - 1 地方長官は一般醫師、齒科醫師、藥劑師に就き保險醫又は保險藥劑師たることを指定することとし且正當の事由なくして保險醫又は保險藥劑師たることを拒み得ざるものとする
  - 2 保險醫又は保險藥劑師より組合に請求すべき療養の給付に關する費用の額は醫師會等の意見を聽き主務大臣に於て定むるものとする
  - 3 主務大臣又は地方長官は當該官吏をして診療録その他の帳簿書類を検査せしめ得るものとする

- 五 地方長官は組合又は代行人に對し被保險者の爲にする福利施設の設置を命じ得るものとする
- 六 地方長官は組合又は代行人に對し組合聯合會に加入を命じ得るものとする
- 七 組合及代行人は健康保險組合の委託を受けて療養の給付に關する事務を行ひ得るものとする
- 八 現行法に於ては代行人たり得るものは營利を目的とせざる社團法人にして醫療に關する施設を爲すものに限定せるを改め、營利を目的とせざる社團法人は此の條件を具備せざる場合と雖も代行人たり得るものとする

### 健康保險法中改正法律案要綱

- 一 健康保險法に職員健康保險法を統合規定して事務を簡捷ならしむること
- 二 被保險者の範圍を左の如く擴張すること
  - 1 一年の報酬千二百圓を超え千八百圓に至る迄の職員をも被保險者たるものとする（現行職員健康保險法に在りては千二百圓を超ゆる職員を被保險者とせず）
  - 2 常時十人未満五人以上使用する事業所等の職員をも被保險者たるものとする（現行職員健康保險法に在りては十人未満使用する事業所に使用せらるる者を被保險者とせず。現行健康保險法に在りては常時五人以上の労働者を使用する事業場等に使用せらるる者は總べて被保險者とす）
  - 3 法人の事務所の従業員も亦被保險者たるものとする
- 三 保險給付の内容を左の如く擴充すること
  - 1 療養の給付を爲す場合には、特別の場合を除くの外、被保險者より費用の一部を徴收するものとする（現行職員健康保險法には此の一部負擔の制もあるも、現行健康保險法には一部負擔の例なし）
  - 2 分娩費の支給額を増額すること（現行法に依れば二十圓なるも之を三十圓とせむとす）
  - 3 結核に對する延長給付を法定の制度とすること（現行法に於ては任意的制度なり）

- 4 被保険者の家族に對する給付の制を法定の制度とすること(現行法に於ては任意的制度なり)
- 5 被保険者の配偶者にも分娩費を支給するものとする

四 保險醫及保險藥劑師の制度を左の如く改善すること

- 1 地方長官は一般醫師、齒科醫師、藥劑師に就き保險醫又は保險藥劑師たることを指定することとし、且正常の事由なくして保險醫又は保險藥劑師たることを拒み得ざるものとする
- 2 保險醫又は保險藥劑師より保險者に請求すべき療養の給付に關する額は醫師會等の意見を聽き主務大臣に於て定むるものとする
- 3 行政官廳は當該官吏をして診療録其の他の帳簿書類を検査せしめ得るものとする
- 五 被保険者の爲にする福利施設を強化し得るの方途を講ずること

- 1 保險者は、自ら被保險者等の爲にする福利施設を設置するのみならず、他に此の種施設を爲すものあるときは之に對し助成金を交付し得るものとする
- 2 主務大臣は保險組合に對し被保險者等の爲にする福利施設の設置を命じ又け之に必要な費用の支出を命じ得るものとする
- 3 保險組合聯合會を置くの制を設け、聯合會に對しても前掲(2)の命令を爲し得るものとする

醫療法案要綱

一 國民に適正なる醫療を受けしめ以て國民保健の向

上を圖る爲醫療法を制定し現行醫師法及齒科醫師法の內容は本法に統合規定すること

二 醫師の身分を明定し以て醫道の振作、醫術の進歩に資すること

三 病院、診療所及産院の開設には許可を要すること

として以て醫療施設の適正なる配置に資すること

四 厚生大臣必要ありと認むるときは醫師及齒科醫師の免許を初めて受けたる者に付一定期間内に其の勤務指定を爲し得るものとする

五 厚生大臣必要ありと認むるときは醫療關係者に對

し醫療内容に付必要なる措置を講じ得ることとし、又醫療關係者をして醫療上必要なる事項の修習を爲さしむることを得ることとし以て醫術の向上に資すること

六 厚生大臣は醫療報酬及給與高きに失する場合に於て之が抑制に付必要なる措置を講じ得るものとする

七 醫師會及齒科醫師會の使命、會員の範圍其の他に付必要なる改正を加へ以て其の公共的活動の強化を圖ること

八 醫療施設の普及並に醫療内容の向上に資し併せて

醫師の醫療經營上の負擔軽減に資する爲左の要領に依り日本醫療團を設置すること

- 1 日本醫療團は法人とし政府の保健國策に即應し醫療の普及向上を圖るを目的とする
- 2 日本醫療團は左の業務を行ふこと

(一) 病院、診療所及産院の建設及經營

(二) 醫療關係者の指導並に補習教育

(三) 前各號の業務に附帶する事業

- 3 日本醫療團に總裁、副總裁、理事、監事、顧問及評議員を置き厚生大臣に於て任命すること
- 4 政府は日本醫療團に對し出資するものとする

5 日本醫療團は醫療債券を發行し得ること

6 政府は日本醫療團に對し必要なる助成及保護を爲すこと

7 日本醫療團の事業に對しては國稅及地方稅減免の途を講ずること

8 日本醫療團は他の醫療施設の讓受又は借受を爲すことを得ること

9 右讓受又は借受の協議調はざるときは特定のものに付ては主務大臣は審査會の意見を聽き之を裁定することを得ること

9 日本醫療團は其の業務の用に充つる爲必要なる土地又は土地に關する所有權以外の權利を收用又は使用し得るものとする

10 日本醫療團は厚生大臣の監督を受くること

所得稅法並に恩給法中改正法律案に

於ける人口政策的考慮

第七十九回帝國議會に提出せらるる増稅等に關する法律案中の所得稅法の改正並に恩給法中改正法律案は共にその要綱の閣議決定を見るに到つたが、特に人口政策的考慮を加へられたる點を示せば左の如くである。

所得稅法中改正法律案に於ける扶養家

族控除制度の擴充

分類所得稅に於ても一般増稅方針に隨ひ稅率の引上